

税の申告に利用できる証明

国民健康保険税・介護保険料・

後期高齢者医療保険料

●口座振替を利用している人 納付額証明書

●納付書で納めている人 令和4年中の領収印のある領収証書 または納付額証明書

●年金から特別徴収されている人 公的年金の源泉徴収票（1月中旬から1月下旬にかけて順次郵送）または納付額証明書

※納付額証明書は1月19日(木)に郵送

国民年金保険料

令和4年中に納付した国民年金保険料控除証明書（令和4年10月26日から11月上旬にかけて順次日本年金機構から郵送）

※初めて保険料を納付した日が昨年10月1日以降の人は、2月上旬に郵送

固定資産税（不動産収入がある人）

令和4年度固定資産税・都市計画税の課税明細書

高齢者に対する障害者控除

障害者控除対象者認定書

※65歳以上で身体障害者手帳などの交付を受けていない人でも、障がい程度が障がい者に準ずる状態と認められる人、または6カ月以上寝たきりの状態にある人などは障害者控除の対象となることがあります。

領収証書などを紛失した人へ

領収証書や課税明細書を紛失したときは、納付額記載書などを市役所で交付します（国民年金保険料を除く）。
※電話での照会はできません。

●問い合わせ先

◇市県民税と申告

市税課市民税担当

☎(580)1828

◇国民健康保険税

国保年金課国保年金担当

☎(580)1846

◇介護保険料と高齢者に対する

障害者控除

介護支援課介護サービス担当

☎(580)1860

◇後期高齢者医療保険料
国保年金課医療担当

☎(580)1847

◇固定資産税

市税課固定資産税担当

☎(580)1829

◇国民年金保険料

日本年金機構

☎0570(003)004

◇南福岡年金事務所

☎(552)6112

市役所での確定申告について

●対象者 次の全てに当てはまる人

◇70歳以上

◇所得が「公的年金のみ」または「給与のみ」または「公的年金と給与のみ」

※70歳以上であっても、次のいずれかの所得がある人は、市役所では受け付けできません。

◇報酬に係る雑所得（シルバー人材センターなど）

◇保険契約による個人年金に係る雑所得

◇保険契約の満期や解約に伴う一時所得

◇上場株式等の配当所得や譲渡所得

●期間 2月16日(木)～28日(火)（土・日曜日、祝日を除く）

●時間 午前9時～午後3時半

●会場 市役所新館4階 427会議室

●確定申告が必要ない人

次の全てに当てはまる人
◇公的年金等の収入金額が400万円以下

◇公的年金等以外の所得金額が20万円以下

●問い合わせ先

市税課市民税担当

☎(580)1828

確定申告は、ご自宅からe-Taxで送信!

スマートフォン・パソコンで自宅から確定申告を作成・送信できます。

作成コーナー

検索

